

「新公会計の推進に向けた基本的な考え方の策定支援等業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 財政局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）
第2条の規定に基づき、「新公会計の推進に向けた基本的な考え方の策定支援等業務委託」
を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する場
合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要
綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるものほ
か、本要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第6条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア 本要領の確定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(スケジュール)

第3条 プロポーザルの実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- (1) 公告 平成27年4月28日（火）
- (2) 参加意向申出書の提出 平成27年4月28日（火）から5月12日（火）まで
- (3) 参加資格確認結果通知・提出要請書の送付 平成27年5月13日（水）
- (4) 質問受付 平成27年5月14日（木）から5月18日（月）まで
- (5) 質問回答 平成27年5月22日（金）
- (6) 提案書の提出 平成27年6月3日（水）から6月5日（金）まで
- (7) 評価委員会の開催（ヒアリングの実施） 平成27年6月15日（月）（予定）
- (8) 財政局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会付議 平成27年6月下旬
- (9) 契約事務手続 平成27年6月下旬
- (10) 契約開始日 平成27年7月1日（水）

(参加資格)

第4条 プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 種目 その他の委託等
- (2) 所在地区分 所在地区分は問わない
- (3) その他の条件
 - ア 一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録されている者で、登録種目の中に「その他の委託等」があること
 - イ 企業区分は問わない
 - ウ 他の政令指定都市において、新たな地方公会計制度に係る財務書類の作成もしくは固定資産台帳の整備を元請業者として受託・遂行した実績を有すること

(提出要請書)

第5条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第6条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第7条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第8条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 財政局副局長

副委員長 財政局総務課長

委員 財政局財政担当課長、財政局税制課長

財政局公共施設・事業調整課保全・利活用計画担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を財政局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第9条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第10条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。